

# 除雪作業にご協力をお願いします

市では、除雪計画により冬期間の道路交通の確保に努めます。安全で効率的に除雪作業ができるように、またその効果が十分に発揮できるように、次のことについてご協力をお願いします。

- 危険ですので除雪車には近寄らないでください。  
特に小さなお子様がいるご家庭では注意くださるようお願いいたします。
- 路上駐車をしないでください。路上に消雪用ビニールホース、乗入れ板等を放置しないでください。
- 玄関先、車庫前の雪処理は各家庭でお願いします。
- 道路には雪を出さないでください。やむを得ず出した場合は、すぐに片付けてください。
- 破損のおそれのある塀や垣根には赤旗等の目印をしてください。
- 夜間、早朝に除雪作業を行うことが多いため、騒音振動等でご迷惑をおかけしますが、ご理解ください。
- 大雪の場合、やむを得ず畑や宅地等に排雪することがありますので、ご理解ください。事前に相談等が必要な場合はご連絡ください。
- 横断歩道部分において、通園通学等に支障があるところは、町内会などで自主的に除



## 消雪パイプの運転休止時間

消雪パイプは、日中2時間の運転休止時間が設けられています。

休止時間帯：午後2時から3時 及び 午後4時から5時

## 一斉雪下ろしについて

町内会単位での屋根の一斉雪下ろしは、交通規制や除雪体制の対応が必要となりますので、与板支所産業建設課や与板維持管理事務所と連絡を取り合ってから実施してください。



除雪に関する  
問い合わせ先



市道に関すること  
国県道に関すること

産業建設課土木施設担当

与板維持管理事務所維持管理課

☎72-3201

☎72-3185